

# 令和7年4月1日からの公民館使用料の見直しについて

令和5年3月に策定した「第3次那須塩原市行財政改革推進計画」に基づき、施設利用者負担の適正化と公平な市民負担のため、**令和7年4月1日の利用から**公民館使用料の在り方を見直します。

## 見直しに当たっての考え方

### ◇原則有料

施設を利用する人としなない人との公平性の確保。

### ◇原価計算により改定額を算出

人件費、維持管理経費、建物の減価償却費を積み上げて計算。

### ◇使用料は、受益者負担割合を考慮

公民館は、基礎的かつ必需的なサービスであるとの考えから、受益者負担割合を25%で設定。引き続き、原価計算で算出した改定額の75%は公費負担。



使用料は何に使われるの？

使用料は施設の維持や管理をするための費用に充てられます。

## 【狩野公民館の使用料】

部屋名称	現行 (1時間当たり)	改定後 (1時間当たり)
多目的ホール・グラウンド	原則無料	150円
講座室・和室・小会議室・郷土芸能練習室・調理室	原則無料	50円

※民間企業等の目的外利用に関しては表の4倍の料金を徴収します。

※使用料の納入方法については公民館にお問合せください。

## 公共性・公益性が高い団体等の利用を免除対象とします

- 1 市又は市の機関が利用するとき
- 2 幼稚園、保育園、認定こども園、特定地域型保育事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が利用するとき
- 3 国又は他の地方公共団体が利用するとき
- 4 社会教育地域団体（例：学校PTA、子ども会・育成会、スポーツ協会等）が利用するとき
- 5 社会福祉地域団体（例：婦人会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等）が利用するとき
- 6 地域コミュニティ団体が利用するとき
- 7 公共的地域団体（例：自治会、消防団等）が利用するとき
- 8 文化芸術振興団体（例：郷土芸能保存会、文化協会等）が利用するとき
- 9 産業経済団体（例：商工会、農協等）が国又は地方公共団体の委託又は補助金等に基づく活動で利用するとき
- 10 非営利法人（例：NPO法人等）が国又は地方公共団体の委託又は補助金等に基づく活動で利用するとき